

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、立命館大学有期雇用研究教員就業規則第34条にもとづき、有期雇用研究教員の給与に関する事項を定める。

(給与の構成)

第2条 有期雇用研究教員の給与は、次の各号により構成する。

(1) 年額本俸

(2) 手当

職務手当

修士論文等指導者手当

学位（博士・修士）審査手当

超過勤務手当

深夜手当

休日出勤手当

休日の振替を前提としたときの手当

授業担当手当

夜間授業担当手当

研究高度化推進施策等審査手当

学外資金申請助言手当

研究倫理審査手当

交通費

(支給形態)

第3条 年額本俸は、年額をもって定め、12に分割のうえ、12分の1を毎月支給する（以下「年額本俸の月支給額」という。）。ただし、年度途中で採用するときは、年度途中で採用するときの年額本俸を雇用期間の月数で分割し、分割後の額を毎月支給する。

2 手当は月額をもって定める。ただし、次の各号に定める手当の支給形態は、第3章に定める。

(1) 修士論文等指導者手当

(2) 学位（博士・修士）審査手当

(3) 授業担当手当および夜間授業担当手当のうち、集中科目の担当分の手当

(4) 研究高度化推進施策等審査手当

(5) 学外資金申請助言手当

(6) 研究倫理審査手当

(7) 交通費

(支給日)

第4条 年額本俸の月支給額および手当は、毎月20日に支給する（以下「給与支給日」という。）。ただし、前条第2項の各号に定める手当の支給日は、第3章に定める。

2 支給日が国民の祝日に関する法律にもとづく休日、日曜日または土曜日にあたる場合は、直近の平日に支給する。

3 月途中の採用、退職等に伴う給与の変更は、翌月の給与にて調整する場合がある。

4 有期雇用研究教員が退職もしくは死亡したとき、または労働基準法の定めにより非常時払いを請求したときは、本条に定める支給日より前の日であっても支給することがある。

(支給方法)

第5条 給与は、その全額を通貨で直接有期雇用研究教員に支給する。ただし、有期雇用研究教員が書面をもって同意した場合は、その指定する本人名義の金融機関の預金口座への振込みによって支給することができる。

2 有期雇用研究教員が死亡したときは、その遺族に未払の給与相当額を支給する。遺族のない場合は葬儀を行った者に対して支給する。

3 前項の遺族とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子（養親子関係を含む。）、父母（養父母関係を含む。）、祖父母および死亡当時その者の扶養親族たる弟妹をいい、前段に掲げる順序の順位に従って支給する。同順位の遺族が2人以上いる場合は、当該遺族間の協議により決定された順位に従う。

(控除)

第6条 次の各号に掲げるものは、給与から控除する。

(1) 源泉所得税

(2) 住民税

(3) 日本私立学校振興・共済事業団掛金および厚生年金保険料

(4) 雇用保険料

(5) 労働者の過半数を代表する者との協定にもとづくもの

(採用・退職等の年額本俸の月支給額の日割計算)

第7条 採用または育児・介護休業から復帰した月の年額本俸の月支給額は、発令の日から日割で支給する。

2 育児・介護休業を開始した月の年額本俸の月支給額は、発令の日の前日まで日割で支給する。

3 退職、立命館大学有期雇用研究教員就業規則第12条または同第42条に定める事由によ

り解雇した月の年額本俸の月支給額は、発令の日まで日割で支給する。

4 月途中で死亡した月の年額本俸の月支給額は全額支給する。

5 前4項の支給は、翌月給与にて調整する場合がある。

(手当の日割計算)

第8条 手当の支給開始、取消しまたは変更した月の支給額は、この規程および各手当の規程で定めるもののほかは、全て発令の日、または支給開始、取消しもしくは変更を確認した日を基準として、日割で計算する。

2 育児・介護休業を開始した月の手当は、発令の日の前日まで日割で支給する。

3 育児・介護休業から復帰した月の手当は、発令の日から日割で支給する。

4 退職、立命館大学有期雇用研究教員就業規則第12条または同第42条に定める事由により解雇した月の手当は、発令の日まで日割で支給する。

5 月途中で死亡した月の手当は全額支給する。

6 前5項にかかわらず、授業担当手当および夜間授業担当手当については、次条の定めによる。

(授業担当手当および夜間授業担当手当の日割計算)

第9条 月の15日までに授業の委嘱をした月の授業担当手当および夜間授業担当手当は全額を、16日以後の場合は、その半額を支給する。

2 育児・介護休業を開始した月の授業担当手当および夜間授業担当手当は、発令の日の前日まで日割で支給する。

3 育児・介護休業から復帰した月の授業担当手当および夜間授業担当手当は、発令の日から日割で支給する。

4 月の15日までに授業担当を解嘱した月の授業担当手当および夜間授業担当手当は半額を、16日以後の場合は、全額を支給する。ただし、月途中で死亡した月の授業担当手当および夜間授業担当手当は全額支給し、秋学期開講科目開始後9月中に授業担当を解嘱するときは、発令の日まで日割で支給する。

5 前項にかかわらず、立命館大学有期雇用研究教員就業規則第12条または同第42条に定める事由により解雇したときは、発令の日まで日割で支給する。

6 受講登録者がいない等、専ら本学の都合により担当授業が閉講となり授業担当を解嘱する場合は、授業担当期間の授業担当手当および夜間授業担当手当の2分の1相当額を支給する。

7 前6項の支給は、翌月給与にて調整する場合がある。

(欠勤等の扱い)

第9条の2 有期雇用研究教員が、欠勤をしたときは、年額本俸の月支給額から時間分の給与を控除する。

(日割計算の基礎日数および端数処理)

第10条 この規程における日割計算については、本俸および手当の種類ごとに当該月の暦日数で除し、在職日数を掛けて算出する。1円未満の端数が生じた場合は、1円に切り上げる。

2 前項にかかわらず、年額本俸の月支給額に100円未満の端数が生じた場合には、100円に切り上げる。

第2章 年額本俸

(年額本俸の計算期間)

第11条 年額本俸の計算期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(年額本俸)

第12条 特別招聘研究教員の年額本俸は、等級により、別表1のとおりとする。

2 研究教員のうち教授または准教授の職位で雇用する者の年額本俸は、等級により、別表2のとおりとする。

3 前2項について、特段の事情がある場合は、理事長は、常任理事会の審議を経て、別表1または別表2に定める額を超える年額本俸とすることがある。

4 研究教員のうち助教の職位で雇用される者の年額本俸は、等級により、別表3のとおりとする。

5 年度途中で採用するときの年額本俸は、年額本俸の月支給額に雇用期間の月数を乗じた額とする。ただし、月途中で採用するときの当該月については、第7条の規定により、日割で支給する。

第3章 手当

(職務手当)

第13条 有期雇用研究教員が特定の職に補せられたときは、学校法人立命館教職員給与規程の別表に定める職務手当を支給する。

2 有期雇用研究教員が職務手当の対象とする職務を2つ以上兼任する場合は、いずれか最多額の手当を支給し、他は支給しない。

3 職務手当の対象となる職務の任期が、春学期(4月1日～9月25日)または秋学期(9月26日～3月31日)のときは、手当の支給期間は、それぞれ4月から9月、10月から3月とする。

(修士論文等指導者手当)

第14条 有期雇用研究教員が、次の各号に定める研究指導を担当し、かつ、指導した院生の修士論文等の審査の主査に任ぜられ、当該院生に修士学位が授与されたときは、修士論文等指導者手当を支給する。

(1) 英語以外を母語とする教員

イ 英語基準で入学した留学生に対して、英語で作成された修士論文等の指導

担当した院生1名につき 100,000円

ロ 前イ以外の院生に対する修士論文等の指導

担当した院生1名につき 20,000円

(2) 英語を母語とする教員

院生に対する修士論文等の指導

担当した院生1名につき 20,000円

2 前項の手当の支給日は、修士学位授与決定後の10月または3月の給与支給日とする。

3 経営管理研究科の課題研究科目の論文指導を担当する教員についても前2項に準じて手当を支給する。

(学位(博士・修士)審査手当)

第15条 有期雇用研究教員が、学位審査を行ったときは、学位(博士・修士)審査手当支給規程(第37号)に定める手当を支給する。

2 前項の手当は、審査終了後の翌月の給与支給日に支給する。

(超過勤務手当)

第16条 有期雇用研究教員が、立命館大学有期雇用研究教員就業規則に定める勤務時間を超過勤務を命ぜられたときは、勤務1時間につき、年額本俸の月支給額を1か月の月平均所定労働時間数で除した1時間当たりの給与額の100分の125の超過勤務手当を支給する。

2 1か月の超過勤務が60時間を超えたときは、60時間を超えた勤務1時間につき、前項で定める1時間当たりの給与額の100分の150の超過勤務手当を支給する。

(深夜手当)

第17条 有期雇用研究教員が午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられたときには、その間に勤務した全時間に対し、勤務1時間につき、年額本俸の月支給額を1か月の月平均所定労働時間数で除した1時間当たりの給与額の100分の25の深夜手当を支給する。

(休日出勤手当)

第18条 有期雇用研究教員が、勤務日以外の日に勤務を命ぜられたときは、勤務1時間につき、年額本俸の月支給額を1か月の月平均所定労働時間数で除した1時間当たりの給与額の100分の135の休日出勤手当を支給する。

(休日の振替を前提としたときの手当)

第19条 休日の振替を前提とした勤務により週所定労働時間を超えたときには、勤務1時間につき、年額本俸の月支給額を1か月の月平均所定労働時間数で除した1時間当たりの給与額の100分の35の割増額を支給する。

(授業担当手当)

第20条 有期雇用研究教員が大学の授業科目を担当するときは、別表4に定める授業担当手当を支給する。ただし、8回の授業で終了する授業科目を担当するときは、授業担当手当の半額とする。

2 前項の授業担当手当は次の各号に定める期間に支給する。

(1) 春学期開講科目または秋学期開講科目を担当した場合

春学期開講科目のとき4月から9月まで

秋学期開講科目のとき10月から3月まで

(2) 集中科目を担当した場合

最終授業が終了した月の翌月または翌々月

(3) 8回の授業で終了する授業科目または各期の半期で授業を終了する授業科目を担当した場合

授業期間(4月から6月まで) 4月から9月まで

授業期間(6月から8月まで) 4月から9月まで

授業期間(9月から12月まで) 10月から3月まで

授業期間(11月から2月まで) 10月から3月まで

(夜間授業担当手当)

第21条 有期雇用研究教員が6時限目または7時限目(いずれも文社系時限)の授業を担当するときは、1週1授業時間(1授業時間は90分)につき、次の各号に定める夜間授業担当手当を支給する。

(1) 6時限目 月額2,200円

(2) 7時限目 月額2,800円

2 集中科目を担当したときは、夜間授業担当手当の6か月分を最終授業が終了した月の翌月または翌々月の給与支給日に一括して支給する。

(研究高度化推進施策等審査手当)

第21条の2 有期雇用研究教員が、研究高度化推進施策に関わる審査委員会規程にもとづき審査および評価を担当するときは、1件につき1,000円の手当を支給する。

2 前項の手当は、研究を担当する副学長、研究部長および研究部副部長には支給しない。

3 第1項の手当は、審査および評価の終了報告を受けた日の属する月の翌月の給与支給日に支給する。

(学外資金申請助言手当)

第21条の3 有期雇用研究教員が、研究を担当する副学長から指名を受けて学外資金の申請調書について助言を行ったときは、申請調書1件につき3,000円の手当を支給する。

2 前項の手当は、研究を担当する副学長、研究部長および研究部副部長には支給しない。

3 第1項の手当は、助言の終了報告を受けた日の属する月の翌月の給与支給日に支給す

る。

(研究倫理審査手当)

第21条の4 有期雇用研究教員が、次の各号に掲げる審査または審議を担当したときは、対象とする計画1件につき5,000円の手当を支給する。

- (1) 立命館大学における人を対象とする研究倫理審査委員会規程にもとづく研究の実施計画および出版公表計画の審査
- (2) 立命館大学動物実験規程にもとづく動物実験計画の審議
- (3) 立命館大学 人を対象とする生命科学・医学系研究倫理規程にもとづく研究計画の審議
- (4) 立命館大学遺伝子組換え実験安全管理規程にもとづく実験計画の審査
- (5) 立命館大学バイオセーフティ委員会規程にもとづく実験計画の審査

- 2 前項の手当は、研究を担当する副学長、研究部長および研究部副部長には支給しない。
- 3 第1項の手当は、審査または審議の終了報告を受けた日の属する月の翌月の給与支給日に支給する。

(交通費)

第22条 有期雇用研究教員が大学の授業科目を担当するときは、交通費を支給する。

- 2 支給額は、住居からキャンパスまでの交通費実費に出講日数を乗じた額とする。ただし、休講、補講等により出講日数に増減が生じたときは、出講1回あたりの交通費実費に増減日数を乗じた額を精算する。
- 3 交通費実費の上限は、出講1回あたりJR150キロメートル往復運賃相当額に市バス（びわこ・くさつキャンパスは近江鉄道バス）1系統往復運賃相当額を加えた金額とする。
- 4 交通費は、次の各号に定める月の支給日に一括して支給する。
 - (1) 春学期開講科目または秋学期開講科目を担当した場合
春学期開講科目のとき6月
秋学期開講科目のとき11月
 - (2) 集中科目を担当した場合
最終授業が終了した月の翌月または翌々月
 - (3) 8回の授業で終了する授業科目または各期の半期で終了する授業科目を担当した場合
授業期間（4月から6月まで）6月
授業期間（6月から8月まで）6月
授業期間（9月から12月まで）11月
授業期間（11月から2月まで）11月

第4章 休職、休業および休暇

(休職者の給与)

第22条の2 休職者の給与については、別表6に定めるとおりとする。

- 2 前項に定めのない給与は支給しない。

(休業者の給与)

第23条 育児休業者には、その休業発令日から休業に係る子の満1歳の誕生日の前日まで
は、年額本俸の月支給額の10%の休業給を支給する。

- 2 介護休業者には、年額本俸の月支給額の10%の休業給を支給する。
- 3 前2項に定めのない給与は支給しない。

(休暇取得時の給与)

第23条の2 学校法人立命館教職員休暇規程（以下「休暇規程」という。）に定める休暇
については有給とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める休暇については無給とする。
 - (1) 休暇規程第6条第1項第1号に定める生理休暇（1回あたり3日を超える部分）
 - (2) 休暇規程第6条第1項第2号に定める産前・産後休暇のうち、労働基準法が定める産前休暇（出産予定日から数えて産前42日、ただし多胎妊娠の場合は産前98日）および産後休暇（出産日の翌日から数えて産後56日、ただし医師の診断書を添えて就労を認められた日数を除く。）
 - (3) 休暇規程第6条第1項第3号に定める妊娠障害休暇（1回あたり5日を超える部分）
 - (4) 休暇規程第8条に定める業務上または通勤途上の傷病休暇

第5章 補則

(赴任旅費)

第24条 赴任前の住居の最寄り公共交通機関から転居先の住居の最寄り公共交通機関までの距離が80km以遠に居住する特別招聘研究教員が、着任のために居住地から勤務地の近郊へ住居移転を要する場合は、1回に限り、片道交通費実費および家財運搬費を支給する。ただし、国外からの赴任の場合の航空運賃は、特段の事情がない限り、特別招聘研究教員の居住地から大阪までのエコノミー航空運賃の実費を支給する。

- 2 片道交通費は赴任時のみの支給とし、特別招聘研究教員および特別招聘研究教員と同居し、かつ、生計を一にし、特別招聘研究教員の収入によって生計を維持している配偶者、子および父母を対象として支給する。
- 3 家財運搬費は、国内からの赴任については300,000円、国外からの赴任については500,000円を限度とし、居住地からの運搬費等の領収書の提出をもって支給する。
- 4 赴任旅費の支給は、日本の通貨で行うものとし、換算を必要とする場合は、入国日の交換レートによるものとする。

- 5 研究教員には赴任旅費を支給しない。ただし、特別な事情がある場合は、奨学寄附金等の外部資金の範囲内で支給することがある。

(必要事項の取扱い)

第25条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事長が定める。

(改廃)

第26条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則 (2014年2月19日 修士論文等指導者手当の変更等に伴う一部改正)

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則 (2015年3月18日赴任旅費の起点駅の追加等に伴う一部改正)

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則 (2016年6月22日 私立学校教職員共済法の改正による控除するものの変更に伴う一部改正)

この規程は、2016年6月22日から施行し、2015年10月1日から適用する。

附 則 (2016年6月29日 研究高度化推進施策等審査手当、学外資金申請助言手当および研究倫理審査手当の新設に伴う一部改正)

この規程は、2016年6月29日から施行し、2016年4月1日から適用する。

附 則 (2017年3月29日 年額本俸の月支給額および給与から控除するものの変更に伴う一部改正)

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則 (2017年10月18日 学期名称、授業担当手当、夜間授業担当手当および交通費の変更に伴う一部改正)

- 1 この規程は、2017年10月18日から施行する。ただし、2018年3月31日までの間は、改正後の第22条第4項中「春学期」とあるのは「前期」と、「秋学期」とあるのは「後期」とそれぞれ読み替えるものとする。

- 2 前項にかかわらず、改正後の第9条第4項、第13条第3項および第20条第2項第1号の学期名称の変更は2018年4月1日から施行する。

附 則 (2018年3月28日 休職者の給与の追加に伴う一部改正)

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則 (2019年5月8日 研究教員(助教)の年額本俸の変更に伴う一部改正)

この規程は、2019年5月8日から施行し、2019年4月1日から適用する。

附 則 (2020年3月5日 学校法人立命館教職員休暇規程の制定に伴う一部改正)

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則（2021年3月4日 欠勤、休職および休業制度の整理に伴う一部改正）

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則（2022年4月13日 立命館大学 人を対象とする医学系研究倫理規程の廃止
および立命館大学 人を対象とする生命科学・医学系研究倫理規程の制定ならびに
研究倫理審査手当の支給対象の追加に伴う一部改正）

この規程は、2022年4月13日から施行し、2022年4月1日から適用する。

附 則（2022年6月15日 立命館旅費支給規程の改正に伴う一部改正）

- 1 この規程は、2022年6月15日から施行し、2022年4月1日から適用する。
- 2 前項にかかわらず、2022年3月31日までに任用決定を受けた者については、なお従前の例による。

別表 1

特別招聘研究教員の年額本俸

等級	年額本俸
TK1	12,000,000円 (1,000,000円)
TK2	11,400,000円 (950,000円)
TK3	10,800,000円 (900,000円)
TK4	10,200,000円 (850,000円)
TK5	9,600,000円 (800,000円)
TK6	9,000,000円 (750,000円)
TK7	8,400,000円 (700,000円)
TK8	7,800,000円 (650,000円)
TK9	7,200,000円 (600,000円)
TK10	6,600,000円 (550,000円)
TK11	6,000,000円 (500,000円)
TK12	5,400,000円 (450,000円)
TK13	4,800,000円 (400,000円)
TK14	3,600,000円 (300,000円)
TK15	2,400,000円 (200,000円)

下段（ ）内は年額本俸の月支給額

別表 2

研究教員（教授、准教授）の年額本俸

等級	年額本俸
KK1	12,000,000円 (1,000,000円)
KK2	11,400,000円 (950,000円)
KK3	10,800,000円 (900,000円)
KK4	10,200,000円 (850,000円)
KK5	9,600,000円 (800,000円)
KK6	9,000,000円 (750,000円)
KK7	8,400,000円 (700,000円)
KK8	7,800,000円 (650,000円)
KK9	7,200,000円 (600,000円)
KK10	6,600,000円 (550,000円)
KK11	6,000,000円 (500,000円)
KK12	5,400,000円 (450,000円)
KK13	4,800,000円 (400,000円)

下段（ ）内は年額本俸の月支給額

別表 3

研究教員（助教）の年額本俸

等級	年額本俸
KK11	6,000,000円 (500,000円)
KK12	5,400,000円 (450,000円)
KK13	4,800,000円 (400,000円)

下段（ ）内は年額本俸の月支給額

別表 4

授業担当手当

等級	資格認定基準	授業担当手当（月額）	
		学部1週1授業時間 (1授業時間は90分)	大学院1週1授業時間 (1授業時間は90分)
特A	学長または学長経験者および同等以上の者	41,400円	62,100円
特	名誉教授	30,000円	45,000円
A	上記以外の者	29,200円	43,800円

別表 5 削除

別表 6

有期雇用研究教員（無期雇用研究教員を除く。）の休職期間中の給与

休職事由	給与
(1) 業務外の傷病	支給しない。
(2) その他	個別に定める。

無期雇用研究教員の休職期間中の給与

休職事由	給与
(1) 業務外の傷病	支給しない。ただし、傷病手当金および傷病手当金付加金の支給期間が満了した日の翌日から休職期間満了までは、365日を上限として年額本俸の月支給額の80%を支給する。
(2) その他	個別に定める。